

## 岩見沢市税条例施行規則の一部を改正する規則の概要

### 第 1 改正の趣旨

地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和 5 年総務省令第 3 6 号）、並びに岩見沢市税条例の一部を改正する条例（令和 5 年条例第 1 4 号）の施行に伴い、固定資産税及び軽自動車税について所要の規定の整備を行う。

### 第 2 改正の内容

- (1) 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに対する固定資産税減額申告書の様式を定める。
- (2) 岩見沢市税条例第 6 3 条第 3 項の改正に伴い、固定資産評価補助員に係る規定の整備を行う。
- (3) 軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書等の様式について、地方税法施行規則の様式改正に準じて改正を行う。

### 第 3 施行期日

公布の日

## 岩見沢市規則第 17 号

岩見沢市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 7 月 3 日

岩見沢市長 松 野 哲

### 岩見沢市税条例施行規則の一部を改正する規則

岩見沢市税条例施行規則（平成 27 年規則第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 号に次のように加える。

ケ 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに対する固定資産税減額申告書 様式第 40 号の 3

第 18 条を次のように改める。

#### 第 18 条 削除

第 19 条第 1 項中「前条に規定する」を削る。

様式第 37 号中「サービス付き高齢者向け住宅に対する固定資産税の減額申告書」を「サービス付き高齢者向け住宅に対する固定資産税減額申告書」に、「地方税法附則第 15 条の 8 第 4 項」を「地方税法附則第 15 条の 8 第 2 項」に、「岩見沢市税条例附則第 10 条の 2 第 7 号」を「岩見沢市税条例附則第 10 条の 3 第 4 項」に、「地方税法施行令附則第 12 条第 2 1 項第 2 項」を「地方税法施行令附則第 12 条第 1 2 項第 1 号ロ」に改める。

様式第 40 号中「平成 20 年 1 月」を「平成 26 年 4 月」に、「3 ヶ月」を「3 か月」に改める。

様式第 40 号の 2 中「平成 20 年 1 月」を「平成 26 年 4 月」に改める。

様式第 40 号の 2 の次に次の 1 様式を加える。

長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンション  
に対する固定資産税減額申告書

岩見沢市長 様

年 月 日

申告者 住所  
(納税義務者) 氏名  
又は名称  
電話番号 - -  
個人番号  
又は法人番号

地方税法附則第15条の9の3第1項の規定（固定資産税の減額）の適用を受けたく、岩見沢市税条例附則第10条の3第10項の規定により、次のとおり申告します。

所在地	岩見沢市
家屋番号	
構造	
用途	
延床面積	m <sup>2</sup>
居住部分面積	m <sup>2</sup>
建築年月日	年 月 日
登記年月日	年 月 日
当該工事完了年月日	年 月 日
当該工事完了後3か月以内に申告書を提出できなかった理由	

※添付書類(写し可)

- ① 大規模の修繕等証明書
- ② 過去工事証明書
- ③ 当該マンションの総戸数が確認できる書類
- ④ 該当する区分に応じた下記の書類
  - (ア) 管理計画認定マンション
    - ・管理計画認定通知書（または変更認定通知書）、修繕積立金引上証明書
  - (イ) 助言又は指導を受けた管理組合の管理者等に係るマンション
    - ・助言・指導内容実施等証明書

処理欄(岩見沢市記入)

受付番号		通知書番号	
入力		確認	

様式第53号から様式第55号までを次のように改める。

様式第53号

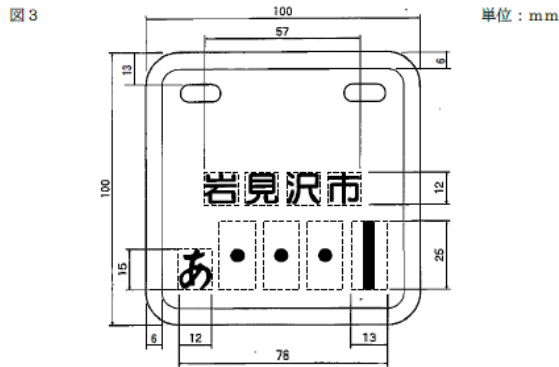
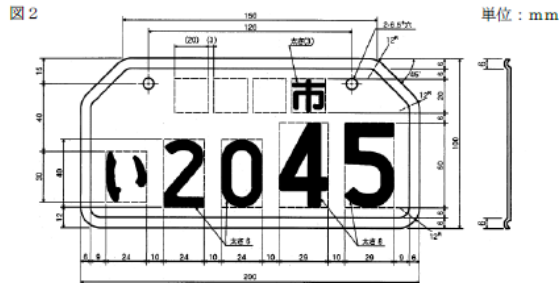
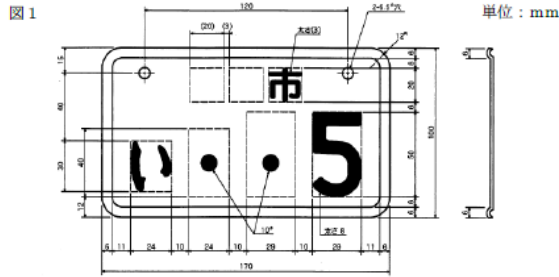
軽自動車税(種別割)申告(報告)書兼標識交付申請書  
(原動機付自転車・小型特殊自動車)

年 月 日

岩見沢市長 様

つぎのとおり申告(報告)及び申請します。

申告の理由	新規	変更	種別	標識番号	岩見沢市
	<input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> 譲受け <input type="checkbox"/> 転入 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 使用者 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 標識番号 <input type="checkbox"/> その他	原動機付自転車 <input type="checkbox"/> 第一種 一般原付 (0.05L又は0.6kW以下) <input type="checkbox"/> 第一種 特定原付 (0.6kW以下) <input type="checkbox"/> 第二種 乙 (0.05L又は0.8kW以下) <input type="checkbox"/> 第二種 甲 (0.125L又は1.0kW以下) <input type="checkbox"/> ミニカー	小型特殊自動車 <input type="checkbox"/> 農耕作業用 <input type="checkbox"/> その他	納税義務発生年月日
納税(申告)・報告(使用)者	住所又は所在地	〒	所有形態	1. 自己所有 5. その他 ( )	2. 所有権留保
	(フリガナ)氏名又は名称		主たる定置場 ※( )内は田主たる定置場所在の郡町村名を記入	1. 左記所有者の住所又は所在地と同じ ( )	3. 商品車
生年月日	年 月 日	電話番号	車名	型式及び年式	原動機の型式
住所又は所在地	〒		車台番号	型式認定番号	総排気量又は定格出力
(フリガナ)氏名又は名称			長さ	幅	最高速度
生年月日	年 月 日	電話番号	取壊	上記 <input type="checkbox"/> 原動機付自転車 (特定原付を除く)・ <input type="checkbox"/> 特定原付・ <input type="checkbox"/> 小型特殊自動車を販売又は譲渡したことを証明します。	年 月 日
住所又は所在地			証明	住所又は所在地	
(フリガナ)氏名又は名称			書	氏名又は名称	
電話番号				電話番号	
			処理欄	受付	入力
				入力確認	
					受付
					印



様式第55号

軽自動車税(種別割)標識交付証明書  
(原動機付自転車・小型特殊自動車)

年 月 日

岩見沢市長 印

申告の理由		種 別		標 識 番 号	岩見沢市
新規	変更	原動機付自転車	小型特殊自動車	納税義務発生年月日	年 月 日
<input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> 譲受け <input type="checkbox"/> 転入 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 使用者 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 標識番号 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 第一種 一般原付 (0.05L以下0.6kW以下) <input type="checkbox"/> 第一種 特定原付 (0.6kW以下) <input type="checkbox"/> 第二種 乙 (0.09L以下0.8kW以下) <input type="checkbox"/> 第二種 甲 (0.125L以下1.0kW以下) <input type="checkbox"/> ミニカー	<input type="checkbox"/> 農耕作業用 <input type="checkbox"/> その他 ( )	旧標識番号	※通知書番号

納税(申告・報告)義務者	住所又は所在地	〒□□□□-□□□□				所有形態	1. 自己所有 2. 所有権留保 3. 商品車 4. リース車 5. その他 ( )		
	(フリガナ)氏名又は名称					主たる定置場	1. 左記所有者の住所又は所在地と同じ ( ) 2. ( )		
納税(申告・報告)義務者	生年月日	年 月 日	電話番号			車 名	型式及び年式	原動機の型式	
	住所又は所在地	〒□□□□-□□□□				車 台 番 号	型 式 認 定 番 号	総排気量又は定格出力 L kW	
	(フリガナ)氏名又は名称					長 さ	幅	最 高 速 度 km/h	
届出者	住所又は所在地					販売履歴	上記 <input type="checkbox"/> 原動機付自転車 (特定原付を除く)・ <input type="checkbox"/> 特定原付・ <input type="checkbox"/> 小型特殊自動車を販売又は譲渡したことを証明します。 年 月 日		
	(フリガナ)氏名又は名称						証 明 書	住所又は所在地 氏名又は名称 電 話 番 号	

1. この証明書に、市長印のないものは無効です。  
 2. この証明書は原動機付自転車又は小型特殊自動車を使用する場合、常に携帯し市の徴税吏員の請求があった場合は提示して下さい。  
 3. この証明書は上記納税義務者に変更が生じた場合や廃車の手続きに必要ですので紛失しないよう大切に保管してください。

受 付 印

附 則

この規則は、公布の日から施行する。